



市民税・県民税 納税通知書の見方・ポイント

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

市民税・県民税納税通知書は、年間に納める税額や、所得などの内訳を記載したものです。これは、年末調整や確定申告期間中に申告していただいた内容を基に作成しています。

毎年6月に送付しており、令和4年度の市民税・県民税納税通知書は、6月10日（金）に発送します。

今回は、この納税通知書の見方について解説します。

納税通知書の見方が分かると、申告漏れがないか確認することができるほか、社会保険料の算定根拠となる所得の内訳や、ふるさと納税をはじめ寄付をした場合の控除額などを確認することができます。

ぜひ、この解説を参考に納税通知書を確認していただき、自身の状況をチェックしてみてください。

納税通知書に同封されているもの

- 市民税・県民税納税通知書（4枚つづり）
- 納付書（4枚）

※税額が0円の人へは納税通知書を送付しません。

※口座振替で納付している人は、納付書が封入されていません

※会社に勤めており、市・県民税が給与から引かれている人は、会社から別途通知書が配布されます。

1枚目 納税通知書

令和4年度 市民税・県民税 納税通知書																
727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 庄原 太郎 様	<p>あなたの市民税・県民税を本書のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>令和4年6月10日</p> <p>庄原市長 木山 耕三</p> <p>◎ 賦課の根拠等については、裏面に降に記載しています。 ◎ 課税の内容等については、2枚目以降をごらんください。</p> <p>納期限日までに庄原市指定（収納代理）金融機関等に納めてください。 ※全期前納される場合は、期別納付書（1期～4期）で納付してください。</p> <p>● 普通徴収の納付額</p> <table border="1"><thead><tr><th>期別</th><th>充当後納付額 （期別納付額）</th><th>納期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1期</td><td>円</td><td>令和4年6月30日</td></tr><tr><td>第2期</td><td>円</td><td>令和4年8月31日</td></tr><tr><td>第3期</td><td>円</td><td>令和4年10月31日</td></tr><tr><td>第4期</td><td>円</td><td>令和5年1月31日</td></tr></tbody></table>	期別	充当後納付額 （期別納付額）	納期限	第1期	円	令和4年6月30日	第2期	円	令和4年8月31日	第3期	円	令和4年10月31日	第4期	円	令和5年1月31日
期別	充当後納付額 （期別納付額）	納期限														
第1期	円	令和4年6月30日														
第2期	円	令和4年8月31日														
第3期	円	令和4年10月31日														
第4期	円	令和5年1月31日														

● 納付方法ごとの納付税額

年	税額	①	円
給与特別徴収税額		②	円
年金特別徴収税額		③	円
普通徴収税額		④	円
所得割額から控除することができなかった 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額			円

① 納付方法ごとの納付税額

1年間に納める市民税・県民税の合計額と、その徴収方法別の内訳金額が記載されています。

① 年税額 1年間の税額です。② + ③ + ④の合計金額

② 給与特別徴収税額 毎月の給与からの差し引きにより納める税額です。

③ 年金特別徴収 公的年金からの差し引きにより納める金額です。

④ 普通徴収税額 納付書または口座振替で納める金額です。

2枚目 賦課明細

庄原市

B 市民税・県民税 賦課明細

所得等の内訳 (円)	
給与所得	
公的年金所得	
営業等所得	
農業所得	
不動産所得	
利子所得	
配当所得	
その他の所得	
総合譲渡・一時	
分離短期譲渡 (特別控除前)	
分離短期譲渡 (特別控除後)	
分離長期譲渡 (特別控除前)	
分離長期譲渡 (特別控除後)	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	
山林・退職	
合計所得金額	⑤
繰越損失	

C 所得控除の内訳 (円)

雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
勤労者控除	
配偶者控除	
配偶者特別控除	
扶養控除	
基礎控除	
所得控除合計	⑥

(円)

給与収入	
公的年金収入	

D 課税標準額 (円)

所得区分	課税標準額 (円)
総所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	
山林・退職	

F 税額の内訳 (円)

	市民税 (円)	県民税 (円)
税額控除額		
調整控除額		
配当控除額		
住宅購入金等特別控除額		
寄附金控除額	⑦	
外国税額控除額		
配当割・株式等譲渡所得割額控除額		
所得割額		
均等割額		
年税額		⑧ 円

B - C = D

E 扶養親族等・本人該当区分

扶養親族該当区分 (人)		本人該当区分	
配偶者	特定	寡婦	
老人	同老	ひとり親	
その他	他障	他障	
特障	同特	特障	
16歳未満の扶養親族		勤労学生	

- ⑤所得等の内訳** 前年の所得金額が種類ごとに記載されています。合計したものが⑤です。
- ⑥所得控除の内訳** 所得金額から差し引かれる所得控除額が記載されています。医療費控除額や扶養控除額などが確認できます。合計したものが⑥です。
- ⑦課税標準額** 所得金額 (⑤) から所得控除額 (⑥) を差し引いた額が記載されています。この金額が税額を決定する基準になります。
- ⑧扶養親族等・本人該当区分** 扶養親族や控除対象配偶者、本人が該当する区分の内訳が記載されています。該当する区分に「*」または人数が記載されます。
- ⑨税額の内訳** 課税標準額 (⑦) を基に算出した税金の合計金額や、そこから差し引かれる控除額が記載されています。ふるさと納税などの寄付による控除額が⑦に、自身が納める年間の税額が⑧に記載されています。

3・4枚目 納付税額の内訳1・2

3枚目

すでに通知済の税額 仮徴収税額 本年

円 円 円

G

年金特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月 (本年度)			
仮徴収税額 (本年度)		本徴収税額 (本年度)	
徴収月	徴収税額 (円)	徴収月	徴収税額 (円)
令和4年4月		令和4年10月	
令和4年6月		令和4年12月	
令和4年8月		令和5年2月	

公的年金の支払の際に、年金支払者が徴収します。あなたが昨年度からである場合は、昨年度の通知書において通知した額を、4月から8月の間に、年金からの特別徴収税額に記載がある場合を除き、その後1年

4枚目

年度 市民税・県民税の納付方法ごとの納付税額の内訳

H

翌年度の公的年金からの仮特別徴収税額

仮徴収税額 (次年度)	
徴収月	徴収税額 (円)
令和5年4月	
令和5年6月	
令和5年8月	

あなたが本年度において公的年金の支払いを受ける方法によって徴収することになります。通知します。
※来年4月に仮特別徴収の通知

◎ 納付場所について
庄原市役所(本庁・各支所) 山形労働会館 庄原市銀行

- ⑩年金特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月 (本年度)**
公的年金から差し引かれる税額が徴収月ごとに記載されています。
- ⑪仮徴収税額 (次年度)**
次年度の公的年金から差し引かれる税額が徴収月ごとに記載されています。

※「年金振込通知書」の個人住民税額

日本年金機構から、毎年6月に「年金振込通知書」が送付されます。そこに記載される個人住民税は、前年の年金分の税額を基に算出されたものです。そのため、納税通知書に記載されている年金特別徴収税額 (⑩) とは、金額が異なる場合があります。